

令和 8 年 1 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 8 年 1 月 2 8 日

長野県安曇野市農業委員会

令和8年1月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和8年1月28日
○会議の日時 令和8年1月28日 午後 1時00分
○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（24名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
5番	堀内伸一君	6番	高山万寿君
7番	加島美智代君	8番	藤岡喜美夫君
9番	齋藤岳雄君	10番	二木寿夫君
11番	平林明美君	12番	三枝守和君
13番	細萱美嗣君	14番	降旗治喜君
15番	中村正君	16番	小林正君
17番	一志寛君	18番	中野隆洋君
19番	平林平君	20番	丸山新悟君
21番	望月慎二君	22番	請地康仁君
23番	丸山隆也君	24番	佐原悦司君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	飯田佳乃君	事務次長	

午後 1時00分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の総会でございますが、委員、全員が出席でございます。よって、本会は成立とさせていただきます。

この会議につきまして、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び施行規則によりまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対してご質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、委員番号と氏名を名のってから、発信をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を指名いたします。

14番、降旗委員、15番、中村委員の二人をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の議決は出席者の半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決します。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程どおり進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷、堀金地域は1月23日、豊科、明科地域は1月26日、穂高地域は1月27日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が679㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,652㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号1番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、県外に居住しており耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、採決を行います。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして2番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が554㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3,212.58㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番(中村 正君) 15番、中村です。

申請番号2番について説明いたします。

申請事由、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、耕作したい。

以上です。審議のほどをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして3番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が513㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3,130㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 委員番号15番、中村です。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして4番案件ですが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限によりまして、委員番号2番、中島委員につきましては一時退席をお願いいたします。

（2番 中島博幸君 退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、4番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計6,561㎡です。受人の経営面積は51万2,989.91㎡、渡人の経営面積が6,561㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○16番（小林 正君） 委員番号16番、小林です。

申請番号4番について説明させていただきます。

申請事由は、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大により農地集約をしたい。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

採決が終わりましたので、中島委員は会場にお戻りください。

（2番 中島博幸君 復席）

○議長（佐原悦司君） それでは、賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計284㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の6ページ、7ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号1番について、転用事由について説明をいたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用の追認申請を行いたい。

以上でございます。審議をよろしくお願いいいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして2番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が342㎡です。申請内容は物置・農業用施設(作業所)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番(降旗治喜君) 14番、降旗です。

申請番号2番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長(佐原悦司君) それでは、次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、1番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

本案件は、7ページ、議案第4号、申請番号3番の関連案件です。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が500㎡、申請内容は住宅として許可になっておりましたが、転用事業者の変更及び転用目的を建売住宅1棟に変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号1番の説明をいたします。

転用事由です。渡人は、過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、建売住宅を建てたいというものです。転用事業者の変更及び転用目的の変更になります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が64㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号1番について説明をいたします。

受人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいという事由でございます。審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして2番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,326㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号2番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、来客及び従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいというものです。審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして3番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 本案件は、先ほどの6ページ、議案第3号、申請番号1番の関連案件です。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が500㎡です。申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号3番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして4番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が33㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。

申請番号4番の説明いたします。

転用事由ですが、受人は、農地の一部を宅地として利用していたが、転用許可が必要と判

明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものでございます。よろしく
お願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして5番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積
が計517㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断
したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号5番についてご説明いたします。

転用事由ですけれども、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性
のよい申請地に住宅を建築したいということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして6番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

なお、堀金地域委員会で非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、また堀金地域委員会のほうで補足説明がございましたらお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり非農地と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり決定とさせていただきます。

議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号1番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,477㎡です。

当該農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の25ページでご確認ください。

以上、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問、また豊科地域委員会で補足説明がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 特段ご意見がなければ、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により証明書の交付を承認いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議(所有権移転)

○議長(佐原悦司君) それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議(所有権移転)を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 11ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号1番です。対象農地は豊科地域で、登記地目は田、面積は1,710㎡です。公社買入の移転時期は令和8年4月30日、公社売渡の移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号2番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は1,200㎡です。公社買入の移転時期は令和8年4月30日、公社売渡の移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号3番です。対象農地は穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積は計3,557㎡です。公社買入の移転時期は令和8年4月30日、公社売渡の移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号4番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は696㎡です。公社買入の移転時期は令和8年4月30日、公社売渡の移転時期は令和8年7月15日、利用目的はソバです。

12ページをお願いします。

申請番号5番です。対象農地は穂高地域の16筆で、登記地目は田、面積は計2万6,004㎡です。公社買入の移転時期は令和8年4月30日、公社売渡の移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の26ページから30ページでご確認ください。

以上5件ですが、審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

特に、穂高地域委員会のほうで12ページ、かなりの数が載っておりますが、三枝委員、説明しますか。

○12番(三枝守和君) 委員番号12番、三枝です。

12ページのほうなんですけれども、これは今、圃場整備の関係で、事前に売買というのがあります、もう1件、違うところもそうなんですけれども、11ページの土地もそうなんですけれども、事前に売買して、それから圃場整備に入るという形になっています。地権者の方が圃場整備に係る金額というのがちょっと出ない人がいたり、相続の関係とかいろいろあります、一応今回圃場整備に当たるということで、このような形の大規模な面積が出てきたということであります。

○議長（佐原悦司君） 補足説明のほう、ありがとうございました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ないようでございます。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農地利用集積等促進計画を定めるように要請いたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定によりまして、委員番号14番、降旗委員、委員番号20番、丸山委員につきましては、参考人として出席させていただきます。決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計474件、76万1,953.92㎡、期間は5年8か月、5年9か月及び10年9か月です。設定筆数は総計474筆、田が448筆、畑が26筆です。耕作者は75人、所有者は188人となっております。

14ページから29ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等お願いいたします。

ご自分の担当地区をよくご覧をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、原案に異議なしとのことで、賛成する方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)につきまして、異議なしとの意見を提出させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画審議(権利移転)

○議長(佐原悦司君) それでは、議案第9号 農用地利用集積等促進計画審議(権利移転)を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 30ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計1件、2,548㎡、期間は4年9か月です。設定筆数は総計1筆、田が1筆です。借受人は1人となっております。

31ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、異議なしとの回答することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進計画審議(権利移転)に異議なしとの意見を提出させていただきます。

議案第10号 長野県農業共済組合総代候補者の推薦

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして議案第10号 長野県農業共済組合総代候補者の推薦を上程します。事務局より説明願います。

○事務局(森 和哉君) 長野県農業共済組合から令和8年度に総代の改選時期を迎えるに当たり、同共済組合の組合員となっている農業委員の中から、市内5地域で1名ずつ総代候補

者を推薦してほしい旨の依頼がありました。任期は令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間で、任期中に農業委員の交代があった場合でも、交代せずに任期終了までお願いしたいとのことです。

各地域の代表である豊科地域長の降籬委員、穂高地域長の三枝委員、三郷地域長の中島委員、堀金地域長の齋藤委員、明科地域長の堀内委員の5名にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 候補者の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見がないようでございます。

それでは、本案件につきまして、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、長野県農業共済組合総代候補者に豊科地域長の降籬委員、穂高地域長の三枝委員、三郷地域長の中島委員、堀金地域長の齋藤委員、明科地域長の堀内委員を推薦することといたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 本日、出されました議案につきまして、全て終了でございます。

午後 1時56分 閉会